

平成29年度 中小企業等特許情報分析活用支援事業

特許情報分析報告書(③審査請求段階 No.〇〇〇〇)

報告書作成日: 2017/5/31

出願番号	2017-254730	出願日	2015/3/3
(優先権主張の出願番号)		(優先日)	
公開番号	特開2016-180245	請求項数	5
発明の名称	〇〇〇〇〇〇装置		
出願人名	〇〇株式会社		
調査対象資料	公開(特許・実用新案)公報、登録実用新案公報、公表・再公表(特許・実用新案)公報		
調査対象期間	昭和58年～平成29年5月31日の公報発行分		
使用DB	Hypat-i2		
検索論理式	TXT=全文 TXI2=名称+要約+請求項:更新 IC2=IPC:更新 FI2=ファイルインデックス:更新 FT=Fターム [][]=近接演算		検索結果 (スクリーニング件数)
a	FI2=(g01b11/???) * FT=(2f065???? * 2f065????)		476 (0)
b	FI2=(g01b11/???) * FT=(2f065???? * 2f065????) * TXT=(照射+アクティブ+投光) * TXT=(減算+演算) * TXT=(飽和+過剰+サチユレーション+サチユレーチング+サチユレート+サチレーション)		71 (71)
c	FI2=(g01c3/06,110a) * FT=(2f112aa?? * 2f112fa??)		258 (0)
d	FI2=(g01c3/06,110a) * FT=(2f112aa?? * 2f112fa??) * TXT=(飽和+過剰+サチユレーション+サチユレーチング+サチユレート+サチレーション)-(b)		54 (54)
e	FI2=(e05f15/20) * FT=(2e052ba?? * 2e052ga??)		301 (0)
f	FI2=(e05f15/20) * FT=(2e052ba?? * 2e052ga??) * TXT=(照射+アクティブ+投光) * TXT=(減算+演算)-(b)-(d)		31 (31)
	合計		(143)

調査結果(同一、類似、参考のいずれか)	先行技術文献	参照箇所、コメント	関連する請求項
(1)特開2010-312653	類似	請求項1、3、図4:センサーであって、1本のアナログ信号線に2種類のアナログ信号を伝送するように構成されていることを特徴とし、その二つの信号とは(1)光量信号と受光量信号Fとの差信号と、(2)受光量信号Fであることが開示されている。しかし、アナログ演算器は一個のみであり、N-F,F各信号を専属的に処理し続けるオペアンプを二つ備えるわけではない。[0015]:N+FではなくN-Fを伝送する理由として、…(略)。	1,2,3,4,5
(2)特開昭57-255319	参考	請求項1、図1:光アクティブ型三角測距方式のセンサの入力回路において、測距装置I/V変換回路(オペアンプ)の入力部に複数の検知素子を、複数のスイッチを介して接続する発明が開示されている。当該スイッチ開閉の組み合わせにより様々な演算をおこなうことができる。検知素子は複数のシリコン・フォト・ダイオードを列状に配列したものである。また、増幅器は1個のみで2個はない。請求項3:組み合わせの出力が差演算結果となる発明が開示されている。2ページ右下欄9行目以下:遠側近側信号に各々相当するa,b,さらにa-b,b-aを出力として得ることも必要に応じて可能であることの記載がある。	1,2,3,4,5
(3)特開平10-110115	参考	2ページ右上列10行目以降:従来技術の紹介としてアクティブ三角測距センサにおける以下の典型的な演算三例の例示がなされている。 ① $I2/(I1+I2)$,② $(I2-I1)/(I1+I2)$,③ $\ln(I2/I1)$ しかし $I1/(I2-I1)$ または $I2/(I2-I1)$ の例示はなされていない。	1,2,3,4

「同一」:審査官からの通知(新規性)で引用される可能性が高い文献(補正等によりこの文献との差違を明確にする必要がある可能性もあります。)
「類似」:審査官からの通知(進歩性)で引用される可能性が高い文献(依頼案件の技術的思想の一部が記載されている可能性がある文献。)
「参考」:一般的な技術水準を示す文献

(24)備考

- ◆ FIについて
e05f15/20:自動操作手段により制御されるもの(ウイング(扉部分)用動力操作機構のうち)
- ◆ FTについて
2f112fa10:主な演算をアナログで行うもの(データ処理回路に特徴のあるもの)
2e054ba11:光;赤外線;超音波(起動スイッチの駆動源のうち)
2e054ga11:光;赤外線;超音波(検出手段)
- ◆ 本調査は、本願と最も関連性が高いと思われる特許分類を対象としているため、周辺部分において更に本願に関連する文献が存在する可能性を有する。